

第15条（レンタルバイクの返還時期等）

- 借受人は、第11条により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとする。
- 借受人は、第11条による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとする。

第16条（レンタルバイクの返還場所等）

- 借受人は、第11条より所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用（以下「回送費用」という）を負担するものとする。
- 借受人は、第11条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタルバイクを返還したときは、回送費用の倍額の違約料を支払うものとする。

第17条（レンタルバイクが返還されなかった場合の措置）

- 当社は、借受人に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、レンタルバイクの所在を確認するのに必要な措置を実施するものとする。
 - 借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。
 - 借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。
- 前項各号の場合、借受人は、当社が借受人の探索及びレンタルバイクの回収に要した費用等を当社に支払うものとする。

第18条（貸渡情報の登録と利用の合意）

- 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人及び運転者は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人及び運転者の氏名・生年月日・運転免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報（以下「貸渡情報」という）が株式会社エーシーラボの運営するレンタルバイク貸出システムに登録されることに同意するものとする。
 - 借受人又は運転者が、当社の指定する期日までに、駐車違反金を当社に支払わなかったとき。
 - 前条第1項各号に該当したとき。

第五章 故障・事故・盗難時の措置

第19条（レンタルバイクの故障）

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタルバイクの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。
- 車両に不具合症状がありながら、無理に走行したことによって走行不能になった場合、発生した修理費用は借受人負担とする。

第20条（事故）

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタルバイクにかかる事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとする。
- 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- 前号の指示に基づきレンタルバイクの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
- 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
- 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。
- 借受人又は運転者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとする。
- 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。
- レンタカー使用中に事故を起こし、車両に損傷があった場合、車両補償に加入の方は免責費用（50ccまでは3万円、51cc以上400ccまでは5万円 大型車両は10万円）を負担するものとする。
車両補償に未加入の方は、車両の修繕修理費用の全額を負担するものとする。
- 上記8に併せて休業補償の一部として、損傷の程度や修理期間に関わりなく、「ノン・オペレーション・チャージ（休業補償費用）」を申し受けるものとする。「ノン・オペレーション・チャージ（休業補償費用）」の費用は以下の通りとする。
50cc～125ccまで：
返却予定レンタルステーションへ自走して返却された場合（次の方に貸出できる程度）：1万円
返却予定レンタルステーションへ返却されなかった場合（次の方に貸出できない程度）：3万円。
126cc以上：
返却予定レンタルステーションへ自走して返却された場合（次の方に貸出できる程度）：3万円
返却予定レンタルステーションへ返却されなかった場合（次の方に貸出できない程度）：5万円。

21条（盗難）

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタルバイクの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。
 - 直ちに最寄りの警察に通報すること
 - 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - 盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社もしくは保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
 - 盗難補償の給付を受ける場合は当社の定めた免責額及び休業補償を支払うものとする。
 - ハンドルロックの施錠がなされていない場合や鍵をさしたままの盗難については、メーカー車両販売価格相当額を借受人が支払うものとする。

第22条（利用不能による貸渡契約の終了）

- 借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」という）によりレンタルバイクが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとする。
- 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタルバイクの引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとする。
- 故障等が貸渡前に存した瑕疵による場合は、借受人は当社から代替レンタルバイクの提供を貸出店舗にて受けることができるものとする。
- 借受人及び運転者は、レンタルバイクを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、いかなる請求もできないものとする。

第六章 賠償及び補償

第23条（借受人による賠償及び営業補償）

- 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。但し、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタルバイクの汚損等により当社がそのレンタルバイクを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとする。

第24条（保険）

- 借受人又は運転者が約款及び細則に基づく賠償責任を負うときは、当社がレンタルバイクについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。
但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。
 - 対人補償 1名につき無制限（自賠責保険を含む）
 - 対物補償 1事故につき無制限（免責5万円）
 - 搭乗者傷害補償 1名につき無制限（125cc以下の車両は未補償）
- 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。
- 当社が前項に定める借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとする。
- 第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については、借受人又は運転者の負担とします。
- 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含まれます。

第七章 解除

第25条（貸渡契約の解除）

- 当社は、借受人又は運転者が借受期間中に約款及び細則に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタルバイクの返還を請求することができるものとする。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとする。

第26条（同意解約）

- 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとする。但し、受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとする。

第八章 雑則

第27条（相殺）

- 当社は、約款及び細則に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとする。

第28条（消費税）

- 借受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとする。

第29条（遅延損害金）

- 借受人又は運転者及び当社は、約款及び細則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.8%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第30条（代理貸渡事業者）

- 当社に代わって他の事業者がレンタルバイクの貸渡を行う場合（当該事業者を「代理貸渡事業者」という）には、約款中の「当社」と定めるところは、「代理貸渡事業者」と読み替えることができるものとする。

第31条（準拠法等）

- 準拠法は、日本法とする。
- 邦文約款と英文約款に齟齬があるときは、邦文約款によるものとする。

第32条（約款及び細則）

- 当社は、予告なく約款及び細則を改訂し、又は約款の細則を別に定めることができるものとする。
- 当社は、約款及び細則を改訂し又は別に細則を定めたときは、ホームページ上にこれを記載するものとする。これを変更した場合も同様とする。

第33条（管轄裁判所）

- この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本約款は、令和6年10月1日から施行します。

「レンタルバイク 約款」に記載の各事項に基づき提供されるものであることを承諾した上で、レンタルバイクの利用を申し込みます。

ご署名

モビリティライフの安全を、自分たちの手で。

マッスルバイク フォーム

2024年10月